

東京電力へ説明を求める事項の案（6/2現在）

前回の技術委員会での議論と、その後委員から頂いた質問等に基づき、下線の項目を追加。説明済みの項目に関する質疑概要は資料No. 3に記載した。

※（ ）内は質問のベースとなった資料又は発言の発言者

16 水素爆発対策

・【説明済（令和4年度第4回）】局所エリア解析におけるメッシュ数の妥当性

・水素濃度が大きい場合、例えばサプレッション・チェンバ出入口で可燃限界である4%程度になる場合についても、格子依存性がないことを示していただきたい。

メッシュ幅1/3mと1/5mで水素放出の初期時間で濃度の微妙な違いが見られる。1メッシュでの水素濃度比較においても濃度の相対値に思った以上の大きな違いがある。このようなメッシュごとの計算結果の違いがあると、水素濃度のピークが可燃限界の4%程度になる場合にも、問題はないのか疑問である。（藤澤委員）

18 耐震評価

・寺尾付近の断層の起源・成因について

(i)平成29年8月21日提出資料1-3「柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉審査資料」の「柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉敷地近傍の地質・地質構造について」の77ページにおいて、寺尾付近の断層に関する評価がなされ、地すべり起源であると結論している。しかし、応力比が小さいことから、 σ_2 と σ_3 の方向が微妙であり、北西-南東方向だけでなく、それと直交・斜交する σ_3 でも良いようにも見える。これが正しいとすると、地層に垂直な σ_1 があり、地層に平行に複数の方向に伸びるような応力場でも良いことになる。このような応力場は褶曲に関連したものと考えることもできる。したがって、寺尾付近の断層の起源・成因には2つの可能性、すなわち、地すべりに伴う断層の可能性と褶曲による断層の可能性、があると考えられる。これを決着させるためにはさらなる調査が必要と思われる。(ii)とも関係するが、追加調査を実施するのか。実施しない場合はその理由を示していただきたい。（豊島委員）

(ii)仮に寺尾付近の断層が地すべり起源であった場合、御社が想定された地

すべりは防災科学技術研究所による地すべりマップに示されていない地すべりとなる。今回のような調査でないとわからない地すべりとも言える。発電所敷地は寺尾付近と同じ地質で同じような地質構造を持っているので、発電所敷地内にも同様の大きな地すべりが存在する可能性がある。寺尾付近の断層と同様の調査をしないと見つからないような大きな地すべりである。これについて検討すべきと思うが、検討するのか。検討しない場合はその理由を示していただきたい。（豊島委員）